

令和 5 年 9 月 8 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第 9 号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
議案第60号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例	3
議案第61号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	7
議案第62号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
議案第63号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第64号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	21
議案第65号	広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	27
議案第66号	広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	31
議案第70号	工事請負契約の締結について	35
議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について	39
議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について	43
議案第74号	財産の取得について	45
議案第75号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	47
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	49

報告第 9 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に
より、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

議案第 6 0 号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

（廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正）

第 1 条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表廿日市地域の項中「宮内一丁目」の次に「、宮内二丁目、宮内三丁目」を加える。

（廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表廿日市市廿日市消防署の項中「宮内一丁目」の次に「、宮内二丁目、宮内三丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 1 月 6 日から施行する。

(提案理由)

宮内の一部において、街区方式による住居表示が実施され、区域の名称が変更されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 1 号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和４９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１７条を次のように改める。

（個人番号カード等の利用に係る特例）

第１７条 第１５条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいい、自己に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を利用して、申請端末機（本市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。）又は多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力する方法
- (2) 個人番号カード（自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電

子証明書をいう。)が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(自己に係る移動端末設備用署名用電子証明書(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)を利用して、電子情報処理組織(廿日市市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21年条例第4号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)に必要な事項を入力する方法

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

新たに本市が設置する申請端末機及び電子申請を利用した印鑑登録証明書の交付に係るサービスを開始することに伴い、当該サービスにおいて同証明書を交付するために必要な事項を定めるなどのため、この条例案を提出しようとするものである。

議案第 6 2 号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 3 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第６号中

「

宅地造成工事の許可 切土又は盛土をする土地の面積			１申請をもって１件とする。 工事の変更の許可は、変更に係る部分の切土又は盛土をする土地の面積に応じ、当該手数料の額の同一の額とする。
500平方メートル以内	１件	１万２,０００円	
500平方メートルを超え１,０００平方メートル以内	１件	２万２,０００円	
１,０００平方メートルを超え２,０００平方メートル以内	１件	３万２,０００円	
２,０００平方メートルを超え５,０００平方メートル以内	１件	４万８,０００円	
５,０００平方メートルを超え１万平方メートル以内	１件	６万９,０００円	
１万平方メートルを超え２万平方メートル以内	１件	１１万円	
２万平方メートルを超え４万平	１件	１７万円	

方メートル以内		
4万平方メートルを超え7万平方メートル以内	1 件	26万円
7万平方メートルを超え10万平方メートル以内	1 件	34万円
10万平方メートルを超える	1 件	43万円

」

を

「

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積			1 申請をもって1 件とする。 工事の変更の許可は、変更に係る部分の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ、当該手数料の額の同一の額とする。
500平方メートル以内	1 件	1万4,000円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1 件	2万6,000円	
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1 件	3万8,000円	
2,000平方メートルを超え5,000平	1 件	5万8,000円	

方メートル以内			
5,000平方メートルを超え1万平方メートル未満	1 件	8万2,000円	

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第12条第1項の規定による宅地造成工事の変更の許可に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、盛土等の許可行為において、中間検査等の新たな事務を行うこととなることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 4 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第１２条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１４条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１４条第３項を次のように改める。

３ 第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１４条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１２条の２第１項第４号」に改める。

第４５条第１項第１３号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第３中

「

	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付コンロ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0

」

を

「

	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付コンロ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50

	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
--	----	------------	-------	---	----	----	---	----

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の廿日市市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、蓄電池設備に関する規定などの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 5 号

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例を
廃止する条例

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例（平成１２年
条例第４５号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業が完了したため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 6 号

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案
を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例を廃止
する条例

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例（平成１７年条例
第８８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業が完了したため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 0 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり佐伯消防署整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 佐伯消防署整備工事
- 2 工事場所 廿日市市津田 1 9 8 9 番地 1
- 3 請負金額 4 4 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市梅原一丁目 4 番 3 9 号
株式会社 竹内
代表取締役 竹 内 朗

（提案理由）

佐伯消防署整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 7 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例（令和 5 年条例第 2 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市あさはらまちづくり交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市あさはらまちづくり交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市浅原 2 6 6 2 番地 3

特定非営利活動法人 N P O あさはら

理事長 酒 井 豊 裕

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市あさはらまちづくり交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 7 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市公園条例（昭和 6 3 年条例第 2 1 号）第 2 7 条及び廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成 1 8 年条例第 4 3 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター

峰高公園多目的広場

佐伯総合スポーツ公園体育館

佐伯総合スポーツ公園野球場

佐伯総合スポーツ公園陸上競技場

佐伯総合スポーツ公園テニスコート

廿日市市サッカー場

2 指定管理者となる団体の名称

イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体

代表者 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号

株式会社 イズミテクノ

代表取締役 本 田 雅 彦

構成員 広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号

シンコースポーツ中国株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

3 指定の期間

令和6年4月1日から

令和11年3月31日まで

（提案理由）

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 7 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）第 2 0 条の規定により、次のとおり国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

国民宿舎（みやじま杜の宿）

2 指定管理者となる団体の名称

合人社・東洋観光グループ

代表者 広島市中区袋町 4 番 3 1 号

株式会社 合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

構成員 広島市中区田中町 2 番 1 0 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者の指定期間が、令和６年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 7 4 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 指揮車

数 量 2 台

2 取得価格 2 2, 5 0 6, 0 0 0 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

(提案理由)

廿日市消防署及び佐伯消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 佃 祐 世

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員佃祐世の任期が、令和５年９月３０日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和5年9月8日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 石 角 剛

氏 名 奥 志保江

氏 名 北 山 若 音

氏 名 吉 賀 忠 雄

(提案理由)

人権擁護委員新居克己、白築京子、山本紀枝及び島雅夫の任期が、令和5年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。